

# 船員行政手続のデジタル化について

～船員法関係の資格手続のデジタル化に関する説明会～

令和8年3月

国土交通省 海事局 船員政策課

- 1. 船員行政手続のデジタル化とは？**
- 2. 令和8年4月から何が変わる？**
- 3. その他**

**1. 船員行政手続のデジタル化とは？**

2. 令和8年4月から何が変わる？

3. その他

# 船員行政手続のデジタル化の全体像

## 船員行政デジタル化の基本的な考え方

法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続のデジタル化を実現

1 窓口出頭の不要化

2 船員以外の者による手続の拡大

3 行政手続全体のBPR(※)の実施

※ BPR:行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

## 手続きの見直しとデジタル化

### 申請・届出

- ✓ 国民等からの申請・届出は全てオンライン可
- ✓ データ活用により一度提出した情報の再提出を不要に (ワンスオンリー)



### 資格証明

- ✓ 船員手帳への記載等から電子証明書へ移行
- ✓ 電子証明書はオンライン受領可能



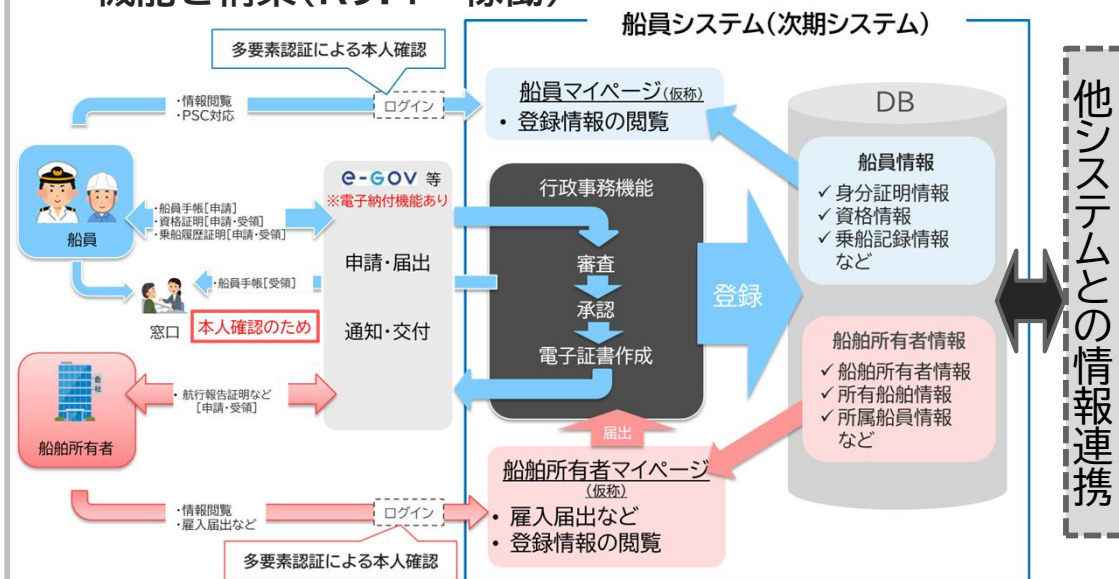
### 船員手帳

- ✓ 船員IDを付与し、情報を一元管理
- ✓ 手書き欄のデジタル化により、陸上(船員以外)でも処理が可能に
- ✓ 情報網羅型から身分証明に特化



## システム整備

- ✓ 行政手続デジタル化3原則に従った船員システムを整備するとともに、他システムとの連携も視野に、更なる負担軽減・業務効率化を推進
- ✓ オンラインで申請・届出された情報を閲覧できるマイページ機能を構築(R9.4~稼働)





## 手続きのオンライン化に向けた対応

### 現状

#### 現行船員手帳

- 情報網羅型
- 記載事項に係る証印や官庁受理印等を受けるため地方運輸局等への出頭が必要



身分証明

官庁記事

船員法に基づく資格証明

雇入契約(乗船履歴)証明

社会保険加入記録

健康証明

労務管理記録【任意記載】

資格保有記録【任意記載】

### デジタル化後

#### 新デザインを令和7年7月29日の国土交通大臣会見において発表

新しい船員手帳の色は、「海の色」に和の要素を考慮した藍色です。

現行のデザインの変更は、1947年以来初めてで、新たな船員手帳の発行は、2027年4月から開始予定。



- 記載事項は身分証明に係る機能に特化
- 現行の船員手帳が有している上陸・乗下船に係るパスポート同等機能を維持(官庁記事ページを維持/手帳の形態を存続)
- ID/メールアドレス/パスワードを設定して船員マイページと紐づけ
- 船員手帳には船員マイページへのリンク先QRを掲載し、デジタル化後の情報アクセス利便性を確保

※ 上記を踏まえ身分証明欄などのデザインを作成中



#### 船員マイページ

- デジタル化後に国が管理する資格証明等に係る情報は、船員マイページから閲覧可能(多要素認証による本人確認など高いセキュリティーレベルを確保)
- 現行の船員手帳記載事項のうちPSCで求められる資格証明や雇入契約等に係る情報を網羅

# 船員行政手続のデジタル化移行及び省令改正スケジュール案

	R8.4	R9.4	船舶所有者ごと	遅くともR19.4頃までに
	<p><b>船員行政手続 デジタル化スタート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航海当直部員の認証等に係る証印の電子証明書への移行(※)</li> <li>※窓口申請の場合 →証印</li> <li>※オンライン申請の場合 →電子証明書</li> </ul>	<p><b>本格スタート① (新「船員手帳」の発行開始等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新「船員手帳」の発行開始 (現行「船員手帳」は新たには発行せず)</li> <li>船員マイページ/船舶所有者マイページ機能の提供開始</li> <li>新「船員手帳」・船員マイページに紐づくこととなるIDの付与・パスワード等の登録開始(各種申請等のため窓口来庁時に実施)</li> </ul>	<p><b>本格スタート② (雇入届出のデジタル化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該船舶所有者において勤務する船員すべてにIDが付与された後は、雇入契約成立等の届出もオンライン完結</li> </ul>	<p><b>完全移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね10年後には現行「船員手帳」は新「船員手帳」に置き換わり</li> </ul>
各種申請方法	<p>各種申請手続: 地方運輸局等への出頭</p> <p>各種資格証明の申請手続: オンライン</p>		<p><b>オンライン完結 (原則すべての手続)</b></p>	
船員手帳の種類	<p>現行「船員手帳」(IDなし)</p>	<p>現行「船員手帳」(ID付与)</p> <p>新「船員手帳」(ID付与)</p>		
省令改正事項	<p><b>【R7改正】</b> <span style="float: right;">法律改正事項</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇入契約成立時における船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付方法及び様式を新設</li> <li>船員手帳への証印に代わる適任証書の交付及びその申請のオンライン化</li> <li>衛生管理者、救命艇手、船舶料理士の資格に係る申請のオンライン化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p><b>【R8改正(案)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航行に関する報告のオンライン化</li> <li>雇入契約の成立等に係る届出のオンライン化</li> <li>船員手帳の交付等申請のオンライン化</li> <li>船員手帳、健康証明書等の様式改正</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		

1. 船員行政手続のデジタル化とは？

2. 令和8年4月から何が変わる？

3. その他

# 各種資格に係る申請手続き～航海当直部員認定～

## 航海当直部員認定(現行)



## 航海当直部員認定(R8.4～)

○ 船員手帳への証印を希望する船員(現行と同様の手続き) ※ マイページでの閲覧対応不可(令和9年度～)



○ 電子証明書(切替含む)を希望する船員

※ マイページでの閲覧対応可能(令和9年度～)



※電子証明書を印刷した紙媒体を交付(手交)



# 各種資格に係る申請手続き～衛生管理者～

## 衛生管理者(現行)



## 衛生管理者(R8.4～) ※ マイページでの閲覧対応可能(令和9年度～)



# 各種資格に係る申請手続き～調理教育修了～

## 調理教育修了(現行)



## 調理教育修了(R8.4～) ※ マイページでの閲覧対応可能(令和9年度～)



- ◆ 航海当直部員適任証書の交付・再交付申請
- ◆ 危険物等取扱責任者適任証書の交付・再交付・更新申請
- ◆ 特定海域運航責任者適任証書の交付・再交付・更新申請
- ◆ 衛生管理者試験の受験申請
- ◆ 衛生管理者適任証書の交付・再交付申請
- ◆ 衛生担当者適任証書の交付・再交付申請
- ◆ 救命艇手試験の受験申請
- ◆ 救命艇手適任証書の交付・再交付申請
- ◆ 船舶料理士資格証明書の交付・再交付申請
- ◆ 調理教育修了等証明書の交付・再交付申請（船舶所有者 ⇒ 船員）
- ◆ 消火作業指揮者適任証書の交付・再交付申請

## 船員法

### 船員手帳への記載・押印を必要とする手続規定の見直し

- 航海当直部員、危険物等取扱責任者、特定海域運航責任者に係る各種資格証明について、国土交通大臣による船員手帳への証印を、適任証書の交付によって代替可能とする

## 船員法施行規則

### 航海当直部員、危険物等取扱責任者、特定海域運航責任者の各種適任証書のオンライン化

- 各種適任証書の交付・再交付・更新手続及び、これらの手続に必要なとなる添付書類の新設
- 交付・再交付・更新申請書及び各種適任証書の様式の改正又は新設

## 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令

### 衛生管理者適任証書のオンライン化

- 衛生管理者適任証書の交付・再交付手続に必要なとなる添付書類の改正
- 交付申請書及び適任証書の様式の改正並びに再交付申請書の様式の新設

## 救命艇手規則

### 救命艇手適任証書のオンライン化

- 救命艇手試験の受験申請及び救命艇手適任証書の交付・再交付手続に必要なとなる添付書類の改正
- 受験申請書、交付申請書及び適任証書の様式の改正並びに再交付申請書の様式の新設

## 船内における食料の支給を行う者に関する省令

### 船舶料理士資格証明書のオンライン化

- 船舶料理士資格証明書の交付・再交付手続に必要なとなる添付書類の改正
- 交付・再交付申請書及び資格証明書の様式の改正

そのほか、「衛生担当者適任証書」、「調理教育修了等証明書」、「消火作業指揮者適任証書」、「旅客船教育訓練修了書」等のオンライン化は、別途通達で措置

**令和8年(2026年)4月1日より開始!**



1. 船員行政手続のデジタル化とは？

2. 令和8年4月から何が変わる？

3. その他





**Q 1 オンライン申請を行うためには、事前に何を準備する必要があるの？**

A. オンライン申請を行うためには、PCにe-Govアプリをインストールする必要があります。

○e-Govアプリのダウンロード方法

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/install.html>



**Q 2 窓口申請を行った場合、電子証明書はどう受け取るの？**

A. 窓口申請の場合は、電子証明書を印刷した紙媒体を手交します。



**Q 3** 既に証印を受けている航海当直部員などの資格について、適任証書の交付を新たに受けることは可能なの？

A. 可能です。ただし、有効期間が定められている証印については、有効期間が満了した際、原則として更新は行わないため、有効期間満了後は適任証書のみが有効となります。



**Q 4** 雇入契約成立等の届出における電子証明書の提示は、どのように行えばいいの？

A. 窓口において届出を行う場合は、電子証明書を印刷した紙媒体をご準備のうえ、届出の際に提示いただくこととなります。

※雇入届出のデジタル化は令和9年4月以降